

## 055 施し、祈り、断食



マタイによる福音書 6 : 1~18、ルカ 11 : 2~4

ユダヤ人たちは、三つの敬虔（信心）、つまり①貧しい人たちへの施し、②祈り prayer、③断食の三つの行いが重要であると考えた。これに対して、イエスはこれらの善行をわざと目を引くようにして偽善を行わないように念を押した。

### ▶施しをするときには（マタイによる福音書 6 : 1~4）

- 01 「**見てもらおうとして、人の前で善行**（→貧しい人たちに施しをすること。）**をしないように注意なさい。さもないと、あなたがたの天の父のもとで報いをいただけないことになる。**
- 02 **だから、あなたは施しをするときには、偽善者**（=ヒュポクリテース：舞台上で劇を演じる人、ひけらかす人）**たちが人からほめられようと会堂や街角できるように、自分の前でラッパを吹き鳴らしてはならない。はっきりあなたがたに言うておく。彼らは既に報いを受けている。**
- 03 **施しをするときは、右の手のすることを左の手に知らせてはならない**（→リビング・バイブル：ですから、人に親切にする時は、右手が何をしているのか左手でさえ気づかないくらいに、こっそりとしなさい。）。
- 04 **あなたの施しを人目につかせないためである。そうすれば、隠れたことを見ておられる父が、あなたに報いてくださる。」**

### ▶祈るときには（マタイによる福音書 6 : 5~15）

- 05 「**祈るとき**（→ユダヤ人は通常、神殿や会堂[シナゴグ synagogue]で立って手を挙げ、人前で祈った。ひざまずいたり、地面に平伏したりして祈ることもあった。）**にも、あなたがたは偽善者のようであってはならない。偽善者たちは、人に見てもらおうと、会堂や大通りの角に立って祈りたがる。はっきり言うておく。彼らは既に報いを受けている。**
- 06 **だから、あなたが祈るときは、奥まった自分の部屋**（→宝物庫、貯蔵庫、日常と切り離された場所）**に入って戸を閉め、隠れたところにおられるあなたの父に祈りなさい。そうすれば、隠れたことを見ておられるあなたの父が報いてくださる。**
- 07 **また、あなたがたが祈るときは、異邦人のようにくどくどと述べてはならない。異邦人は、言葉数が多ければ、聞き入れられると思い込んでいる。**
- 08 **彼らのまねをしてはならない。あなたがたの父は、願う前から、あなたがたに必要なものをご存じなのだ。**
- 09 **だから、こう祈りなさい。**  
『天におられるわたしたちの父よ、／御名が崇められますように。10 御国が来ますように。御心が行われますように、／天におけるように地の上にも。11 わたしたちに**必要な糧**（=アルトス：パン[ギリシア語]、本日の糧、これからまさに来ようとする日の糧）を今日与えてください。12 わたしたちの負い目を赦してください、／わたしたちも自分に負い目のある人を／赦しましたように。13 わたしたちを誘惑に遭わせず、／悪い者から救ってください。』
- 14 **もし人の過ちを赦すなら、あなたがたの天の父もあなたがたの過ちをお赦しになる。**
- 15 **しかし、もし人を赦さないなら、あなたがたの父もあなたがたの過ちをお赦しにならない。」**  
→ファリサイ派は、一日に3回、集まって祈った。その動機は、人に見られるため、そんな彼らのことをイエスは偽善者と呼ばれた。  
→ユダヤ教徒は、祈祷書を用いて決められたことを祈っている。これに対して、イエスは自発的な祈り、心からの祈りを勧めた。  
→絶えず祈りなさい。（テサロニケの信徒への手紙一 5 : 17）

▶断食するときには（マタイによる福音書 6：16～18）

16「断食するときには、あなたがたは偽善者のように沈んだ顔つきをしてはならない。偽善者は、断食しているのを人に見てもらおうと、顔を見苦しくする。はっきり言っておく。彼らは既に報いを受けている。17 あなたは、断食するとき、頭に油をつけ、顔を洗いなさい。18 それは、あなたの断食が人に気づかれず、隠れたところにおられるあなたの父に見ていただくためである。そうすれば、隠れたことを見ておられるあなたの父が報いてくださる。」

【参考】主の祈り

天にまします 我らの父よ、  
願わくは御名をあがめさせたまえ。  
御国を来たせたまえ。  
御心の天になるごとく、地にもなさせたまえ。  
我らの日用の糧を 今日も与えたまえ。  
我らに負い目ある者を 我らが赦すごとく、我らの負い目をも赦したまえ。  
我らを試みにあわせず、悪より救い出したまえ。  
国と力と栄えとは 限りなく汝のものなればなり。                      アーメン

（マタイ 6:9～13 明治元訳聖書より）

※イエス様が求められた許しは、神様のような犠牲愛の許しなので、「赦し」と訳しています。

※最後の「限りなく汝のもの」は「限りなく神様のもの」と私たちは祈っています。

マタイによる福音書 6：9～13（新共同訳）      () 内は聖書協会共同訳

だから、こう祈りなさい。『天におられるわたしたちの父よ、／御名が崇められ（聖とされ）ますように。御国が来ますように。御心が行われますように、／天におけるように地の上にも。わたしたちに必要な（日ごとの）糧を今日与えてください。わたしたちの負い目を赦してください（お赦しください）、／わたしたちも自分に負い目のある人を／赦しましたように。わたしたちを誘惑（試み）に遭わせず、／悪い者（悪）から救ってください。』

【参考】日本における聖書翻訳の歴史

文 語 訳 聖 書 = 明治訳（旧約聖書） + 大正改訳（新約聖書）

日本に初めてキリスト教が伝えられたのは、戦国時代であった 1549 年（天保 18 年）、宣教師フランシスコ・ザビエル（1506 年頃 4 月 7 日～1552 年 12 月 3 日、スペインのナバラ王国生まれのカトリック教会の司祭（司教・司祭・助祭と三つある聖職位階）、宣教師、イエズス会創設メンバーの 1 人）が鹿児島に上陸した時のことでした。

そして、長期に渡る厳しいキリシタン弾圧の時代を経て、**①1874 年**にヘボン、S.R.ブラウンを中心とする「翻訳委員社中」のメンバーが＜新約聖書＞の翻訳をスタートさせました。

ヘブライ語とギリシア語で書かれた聖書の原典を翻訳する作業には、神学的な知識と日本語の知識を必要とし、その翻訳には、5 年半の時間が費やされた。当時は漢文主体の日本でしたが、全ての民衆に伝えるための聖書とするため、平仮名やカタカナなど、日本語の表現方法についても種々検討された。

一方、**②**＜旧約聖書＞は、1878 年に組織された「聖書常置委員会」によって、英訳聖書、漢訳聖書など様々な種類の聖書を参考に翻訳がスタートしました。

そして、**③1887 年**に新約・旧約全ての翻訳作業が完了し、**④**出版された文語訳聖書（新約・旧約）は、後年「明治訳」（明治元訳、元訳、委員会訳）と呼ばれた。後、**⑤1917 年**に改訂された新約部分は「大正改訳」と呼ばれた。

従って、現在「文語訳聖書」と言えば、明治訳の旧約部分と大正改訳の新約部分の二つを併せた聖書を言います。 **文語訳聖書** = **明治訳 (旧約聖書)** + **大正改訳 (新約聖書)**

このように、「文語訳聖書」は、日本で初めて旧新約全てを通して日本語に翻訳された聖書です。翻訳が完成した1887年に出版され、1917年には新約聖書部分が改訂されました。また、旧仮名や旧漢字を含む漢文調の文体を特徴とし、現代の日本語の文章とは表記方法が異なりますが、詩的なリズムや文学性が魅力と言われています。

#### **口語訳聖書** 1955 (昭和30)年完成

1951 (昭和26)年4月、米、英両聖書協会の協力を得て、翻訳が始まった。この翻訳は、初めて日本人の聖書学者によってなされ、1954 (昭和29)年に新約、1955 (昭和30)年に旧約が完成した。

#### **新共同訳聖書** 1987 (昭和62)年完成

1968 (昭和43)年、聖書協会世界連盟 (UBS) とローマ・カトリック教会の間で協議が成立し、プロテスタントとカトリックが同じ聖書を用いるための聖書翻訳の「標準原則」がまとめられ、世界各国で「共同訳」の翻訳が開始された。日本では、1970 (昭和45)年、「共同訳聖書実行委員会」が組織され、翻訳がスタートした。

1978 (昭和53)年『新約聖書 共同訳』が完成したが、その後、教会での使用を念頭に置いた翻訳に方針が変更された。こうして1987 (昭和62)年9月5日、『聖書 新共同訳』が発刊された。

日本語の最初の聖書「ギュツラフ訳」から数えて150年、「文語訳」出版以後ちょうど100年目の年。

#### **聖書協会共同訳聖書** 2018 (平成30)年完成

カトリックとプロテスタント諸教会の協力による『新共同訳』以来、31年ぶりとなる新しい共同訳聖書『聖書 聖書協会共同訳』(以下、『聖書協会共同訳』)で8年の歳月(2010年夏翻訳事業開始)をかけて2018年12月25日に完成した。

#### **【参考】馬太傳福音書(明治元訳) 第六章(明治37年)**

- され なんぢら いの てん まし われら ちち ねがは みな あがめ たま  
9 然ば爾曹かく祈るべし天に在ます我儕の父よ願くは爾名を尊崇させ給へ  
みくに きた たま みこころ てん なる ち なさ たま  
10 爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ  
われら にちよう かつ け ふ あたへ  
11 我儕の日用の糧を今日も與たまへ  
われら おひめ もの われら ごと われら おひめ ゆる たま  
12 我儕に負債ある者を我儕がゆるす如く我儕の負債をも免し給へ(※2)  
われら こころみ あは あく すくいだ たま くに ちから さかえ かぎ なんぢ もの  
13 我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮は窮りなく爾の有なればなりアメン  
※2 明治14(1881)年版ではこの節全体が「我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免たまへ」。

#### **【参考】馬太傳福音書(明治元訳) 第六章(大正4年)**

- され なんぢら いの てん まし われら ちち ねがは みな あがめ たま  
9 然ば爾曹かく祈るべし天に在ます我儕の父よ願くは爾名を尊崇させ給へ  
みくに きた たま みこころ てん なる ち なさ たま  
10 爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ  
われら にちよう かつ け ふ あたへ  
11 我儕の日用の糧を今日も與たまへ  
われら おひめ ごと ゆるし  
12 我儕に負債ある者を我儕がゆるす如く我儕の負債をも免たまえ  
われら こころみ あは あく すくいだ くに ちから さかえ かぎり なんぢ もの  
13 我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮は窮りなく爾の有なればなりアメン